(第2回専門部会(平成19年5月11日開催)提出資料)

(特)長野県土地開発公社	•	•	•	•	•	P 1
(社)長野県林業公社	•	•	•	•	•	P 2
(特)長野県道路公社	•	•	•	•	•	P 3
(特)長野県信用保証協会	•	•	•	•	•	P 4
(特)長野県農業信用基金協会	•	•	•	•	•	P 5
(社)長野県農業担い手育成基金	•	•	•	•	•	P 6
(財)長野県農業開発公社	•	•	•	•	•	P 7
(特)長野県農業会議	•	•	•	•	•	P 8
(財)長野県中小企業振興センター	•	•	•	•	•	P 9

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)			長野県土地 大字南長野学		6 長野県:	土木センター	内)	代表者	理事長	和田 恭良
設立根拠		公有地の 法律	拡大の推進	に関する	設立年	昭和48年		県所管部局 (課)	企画局((企画課土地対策室)
〔設立の沿革〕		_		〔設立目的	」(寄付行為	為·定款上)]			
·昭和40年、則 発足	· 才団法人	長野県道路	公社として		公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。					
(公共土木事				[具体的な事業内容]						
・昭和44年、社 の解散に伴い ・昭和47年、則 に名称変更	、その事	業を承継		・県、国等からの依頼に基づく、公共用地、公用地等の先行取得及び造成 (道路、河川、県施設、教育施設、警察施設、産業団地等の用地) ・県等からの委託に基づく、用地取得のあっせん、調査等の受託 ・取得した代行用地の管理及び処分)用地)
·昭和48年、2			こ関する法	[事業執行状況を示す主な指標]						
律に基づ〈特) 	別法人へ	移行		·公有地取 ·受託等事	仅得事業費 事業収益	ٷ (百万円) (百万円)		,	6 : 2,592 6 : 68	H17 : 3,168 H17 : 70
基本財産(円)	19,0	000,000	うち県の出 捐額(円)	19,000	0,000	県出捐 率(%)	100%	〔主な出捐者	f·出捐額(F	円)・出捐率(%)]

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

		年	度		H15	H1	16	H17	H18
	役 員 数		常	勤	3		0	0	1
役				うち県職員	1		0	0	1
職			以其文	×	非:	常勤	5		6
				うち県職員	5		6	6	6
員				勤	41		36	32	27
数	職員数			うち県職員	0		0	0	0
			非:	常勤	7		6	5	5
	県職員計(非常勤役員除()			除()	1		0	0	1
役員	平均年齢	-	役員平均年	F収(千円)	- 職員平均	 年齢	51.3歳	職員の平均年収(千	一円) 7,681

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

	売上高			3,861,725	(8	,039,960)		補助金	0	(0)
収	営業損益			102,594	102,594 (111,351)			出り立	0	(0)
収 支 状	経常損益			97,858	(105,036)	県	事業費	0	(0)
況	当期損益			95,699	(7,081)	#	運営費	0	(0)
	次期繰越損益			3,991,816	(4	,228,194)	費	交付金	0	(0)
目才	収支比率	97.5%	(98.7%)	自己資本比率	14.8%	(12.2%)	受	負担金	5,051	(6,192)
財 務	人件費比率	5.0%	(3.1%)	流動比率	151.4%	(133.5%)	λ	委託料	70,208	(82,434)
· 次	売上高総利益率	0.8%	(0.1%)	固定比率	6.3%	(6.4%)		貸付金	7,007,603	(7,013,992)
資産	売上高営業利益率	2.7%	(1.4%)	固定長期適合率	2.7%	(3.0%)	状	出捐金	0	(0)
関	売上高経常利益率	2.5%	(1.3%)	借入金依存率	67.7%	(67.8%)	況	損失補償年	0	(0)
係指	自主事業比率	0.0%	(0.0%)	自己資本純利益率	2.4%	(0.2%)		度末残高	U	(0)
標	公益事業比率	100.0%	(100.0%)	使用総資本経常利 益率	0.4%	(0.3%)		人件費関係費 用(再掲)	5,051	(6,192)

経営計画等の策定状況

現在、(特)長野県土地開発公社「改革実施プラン」(平成16年9月:長野県)に沿って運営。

民間(NPO含む)との競合状況

公共用地先行取得事業の実施は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社でなければ困難である。

情報公開の取組状況

「長野県土地開発公社情報公開規程」に基づき、県条例に準じて公開(平成14年4月から適用)。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡しが終了した時点において)
改革実施プラン策定	(先行取得事業の県直営化)

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
H20年度まで	プロパー職員の再就職先の確保	H18.10 H18.12 まで H18年度末	希望退職制度などの再就職支援制度を創設 プロパー職員4人が再就職により退職 長野県職員採用選考の実施(県)
H20年度末	用地先行取得業務終了		
H24年度まで	長期保有土地(県営産業団地、代替地)の販売促進及び短期保有土地の県等への引き渡し	H18年度まで	長期保有土地の販売促進 ・未処分の産業団地の保有面積と帳簿価格 H15末 60.7ha、18,024百万円 (内、貸付特約付分譲済 2.6ha、297百万円) H18末(見込み) 43.4ha、11,753百万円 (内、貸付特約付分譲済 8.4ha、1,218百万円) ・未処分の代替地の保有面積と帳簿価格 H15末 5,384㎡、618百万円 H18末(見込み) 1,243㎡、142百万円
H24年度	解散、清算の手続き		
H25年度から	未処分の長期保有土地を県が取得(引取り)して 販売を継続		

〔監査結果等〕

平成18年度財政的援助団体等の監査結果

公 社

- ・長期保有土地の処分促進のため、県所管部局と協力して早期処分に努力すること。
- ・長期保有土地の時価を反映した価額表示のため、決算書の内容表記を工夫すること。

県所管部局

- ・長期保有土地などの借入金返済を先送りしない対策を検討すること。
- ・公社廃止後の用地交渉への支障が懸念されるため、プロパー職員の再雇用や専門職員の養成など用地事務の充実を検討すること。

〔団体の課題〕

【公社の廃止方針に伴って生じている課題】

- ·用地先行取得業務を県直営化すると、予算·財源措置や組織·人員配置の面から機動性に劣り、非効率となる恐れがある。
- ・国直轄事業の受け皿が市町村公社となり、広域的な事業等への対応が困難又は非効率であるとともに、市町村への 負担の転嫁となっている。
- ・専門性、困難性の高い用地業務に関するノウハウの集積と承継ができる機関、人材が失われている。

高規格幹線道路や国道・主要地方道の整備のほか、河川の整備、県施設・教育施設・警察施設の整備など県民の安全・安心の確保や身近で真に必要な社会資本整備のための事業を着実に進めるに当たり、これらを円滑かつ効率的に実施していくため、公社の機能の有効活用を再検討する必要がある。

١

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)			長野県林業 卸所字岡田3		・	ンタービル	レ内)	代表者	村井 仁	
設立根拠		民法	民法 設立年 昭和41年						林務部(森林整備課)	
〔設立の沿革〕				〔設立目的	〔設立目的(寄付行為·定款上)〕					
· 昭和41年 · 昭和47年	県から物	人造林公社 持定森林地 移管を受け、	域開発	造成、国土(県内における、 造林、 育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の 造成、 国土の保全、 水源のかん養、 林野の高度利用等を図り、 もって農山村地域の経済の振 興及び地域住民の福祉の向上に寄与する。					
		業を開始		[具体的な事業内容]						
· 昭和57年 · 昭和59年	に名称 受託事 分収林	業を開始 特別措置法	に基づ	分収造林契約及び分収育林契約に係る保育(間伐・枝打ち等)事業						
		を備法人とし 受け、分収を		[事業執行状況を示す主な指標]						
	開始	X17. 73 1X1	ゖ゙ヺ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゠	·保育面積(ha) H15 1,628 H16 1,237 H17 1,612 ·造林事業費(千円) H15 720,046 H16 542,300 H17 551,595						
			: + III o III			IB 111+B		〔主な出捐者	f·出捐額(円)·出捐率(%)]	
基本財産(円)	68,0	000,000	うち県の出 捐額(円)	68,000	0,000	県出捐 率(%)	100.0%		-	

*役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

		年	度		H15	H16	H17	H18		
	せい 後 員 数		常	勤	2	2	2	1		
役				うち県職員	2	2	2	1		
職			以只	₹ 女 X	非常	常 勤	11	15	15	16
				うち県職員	1	3	2	3		
員			常	勤	11	11	10	11		
数	職員数	職員	職員数		うち県職員	0	1	1	2	
			非 常 勤		0	1	1	1		
	県職員計(非常勤役員除()				2	3	3	3		
役員平均年齢 58.0 役員平均年収(千円)				甲(千円)	- 職員平均	51.2	職員の平均年収(ヨ	千円) 7,970.2		

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円 %)

	<u></u>	民は「十及の外が	C' () Laigh	サルス						(半四	· J、70)
4	V	当期収入合計			1,498,941 (5,230,670)				補助金	271,098	(293,566)
3	支	当期支出合計			1,483,930 (5,228,491)				事業費	239,944	(267,175)
注	犬	当期収支差額	当期収支差額 15,011 (2,179)				県	運営費	31,154	(26,391)	
i)	兀	次期繰越額 219,047 (234,868)				(234,868)	費	交付金	0	(0)	
¥	t	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	0.6	(0.6)	受	負担金	0	(0)
矛	务	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	249.3	(184.6)	又	委託料	0	(0)
24	' 欠	収支比率	101.0	(100.0)	固定比率	17,248.1	(16,253.8)	λ	貸付金	492,169	(591,366)
月	至主	人件費比率	8.2	(2.5)	固定長期適合率	99.3	(99.2)	状	出捐金	0	(0)
	月	管理費比率	10.2	(3.8)	借入金依存率	98.8	(98.3)		損失補償年	0.919.652	(10,000,174)
1	糸 旨	事業支出伸び率	1.7	(30.7)				況	度末残高	9,010,032	(10,000,174)
t.	_	補助金等比率	51.3	(18.0)					人件費関係費 用(再掲)	110,840	(121,619,014)

経営計画等の策定状況

平成17年5月 長野県林業公社経営改善計画策定

民間(NPO含む)との競合状況

分収林特別措置法に規程された分収方式による造林又は育林事業を行うことを目的とする森林整備法人は長野県林業公社のみ。

情報公開の取組状況

財務諸表をホームページに掲載

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)
改革実施プラン策定		

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
	県行造林移行までの分収林の管理方法 プロパー職員の退職後は、新たな職員の雇用は 行わず、業務量を勘案して県職員を派遣する。	H19年度	・プロパー職員の退職 H16末:1人 H18末:2人 ・県職員退職補充 H16~H18:0人 H19:1人(予定)
	公社分収林と県営林を一体的に管理するシステムの構築		公社廃止に具体的に取り組んでいる他県の事例を参考にするため、情報収集を行っている。
	経営改善		
H16 ~ H73	施業の見直しによる経費の削減	H16年度から	枝打ち回数及び間伐回数を見直し、施業を実施
H16 ~ H73	収入間伐の積極的な実施	H16年度から	H16:11ha(収入3,394千円) H17:24ha(5,998千円)
			H18:24ha予定(見込額10,730千円)
H16 ~ H18	農林漁業金融公庫資金の低利融資への借換え	H16からH18	借換額 1,631,243千円
	の推進		効果額(将来的に縮減された利息額) 610,470千円
H17·H18	引当金の取崩しによる公庫資金の繰り上げ償還	H17及びH18	償還額 382,680千円 効果額 638,967千円
H16 ~ H26	分収造林地の分収率の見直し	H17年度から	市町村有林の見直しに着手
H16 ~ H88	土地所有者による公社の分収持分の買取り促進		分収率の見直し後に取り組む。
	契約相手方である土地所有者の権利関係の 明確化	H16年度から	権利関係の確認:50人(67団地)
	国等に対する要請	H16年度から	森林整備法人全国協議会及び林野庁会議等にお
	消費税の非課税特例措置の拡大		いて要請を行っている。
	農林漁業金融公庫融資制度の改善		
	県行造林への移行に必要な契約変更手続きの 簡略化のための法制度の整備		
	公社運営に関する支援措置の充実		

[監査結果等]

財政的援助団体等の監査結果(監査委員事務局)

平成16年度 指導事項:分収林会計基準の早急な構築を全国森林整備協会等に要請する。

意見 : 改革実施プランの実施 社員からの会費の徴収

平成18年度 指導事項:全国組織を通じて早急に分収林会計基準の制定を働きかける。

検討事項:分収林資産価値と将来発生債務の試算

意見 : 改革実施プランにおける国等関係機関への働きかけを強化する。

社員からの会費の徴収

[団体の課題]

県行造林移行に必要な制度改正の手続きは進んでいない。

消費税は公社に対して課税される。

契約変更については契約相手方の権利関係を明確にする必要があるが、廃止に取り組む他県の事例を検証する必要がある。 不在村化や相続により短期間に相手方を明確にすることは困難である。

プロパー職員退職後は新規採用していないことから、約18,000haの分収林契約地の計画的な施業の実施と経営改善を更に推進す るためには、長期的視点にたった計画的な職員体制の構築が必要である。

公社の問題は全国的な問題であり、国は公社支援のための対策を講じている。

県行造林移行後は、公社が現在受けている国の公社支援措置(公庫資金、交付金等)が受けられなくなる。

また、県組織の拡充が必要になるため、県組織をスリム化する基本的な方向と異なる。

(公益·特別法人用)

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)		長野県道路 (長野市大	5公社 字南長野字(属下667-6)				代表者	原 悟志		
設立根拠		地方道路公	社法		設立年	昭和47年	E	県所管部局 (課)	土木部(道路建設課)		
〔設立の沿革〕				〔設立目的	(寄付行為	為·定款上	:))				
道路公社	いて長野県 野県道路公	徴収するこ 効率的に行 円滑化を図 〔具体的な	.とができる ううこと等に 図り、もって 事業内容	る道路の新により、こ により、こ 住民の福	新設、改築 の地域の ^は 富祉の増進	、維持、修繕 也方的な幹線 と産業経済の	通行又は利用について料金を、その他の管理を総合的かつ 道路の整備を促進して交通の)発展に寄与する。				
	TO IXERO J CXIVI IXE					有料道路の建設及び維持管理(6路線7区間供用中) (事業執行状況を示す主な指標)					
				料金収入実績(千円) H15: 3,917,567 H16: 3,988,737 H17: 3,973,866 交通量実績(台) H15: 11,664,652 H16: 12,757,927 H17: 13,132,224							
基本財産(円)	21,952,	700,000円	うち県の出 捐額(円)	21,952,70	00,000円	県出捐 率(%)	100.0%	〔主な出捐者	·出捐額(円)·出捐率(%)) -		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在 (H19は、役員、職員数変わらず)

IX.	表の交叉で		沙龙江、 一	が十四人及りて	一切午切は十万	いて反		、仪良、概点数交175)
		年	度		H15		H16	H17	H18
			常	勤		3	2	3	2
	公、 巨	3 <i>*h</i>		うち県職員		1	0	0	0
	役 員 数		非	常勤		4	2	3	3
				うち県職員		4	2	3	3
			常	勤		24	17	13	13
	職員	数		うち県職員		19	10	6	5
			非	常勤		20	25	29	32
	県職員計(非常勤役員除()					20	10	6	5
役員平均年齢 60.5 役員平均年収(千円)		3,136 職	員平均年	龄 45.5	職員の平均年収(刊	-円) 6,379			

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

		-, (,							(+14:	1 13(/0)
収	当期収入合計			4,209,232	(-	4,199,392)		補助金	41,575	(0)
支	当期支出合計			5,184,477	(-	4,728,637)	県	事業費	41,575	(0)
状況	当期収支差額			975,245	(529,245)	乐	運営費	0	(0)
沈	次期繰越額			0		(0)	費	交付金	0	(0)
財	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	23.6	(23.4)	受	負担金	0	(0)
務	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	78.9	(1,551.4)	文	委託料	0	(0)
· 次	収支比率	81.2	(88.8)	固定比率	412.7	(412.8)	入	貸付金	0	(0)
資産関	人件費比率	3.1	(5.0)	固定長期適合率	208.5	(177.7)	477	出捐金	0	(0)
関	管理費比率	12.1	(18.4)	借入金依存率	26.0	(30.9)	状	損失補償年	0	(0)
係	事業支出伸び率	41.0	(72.7)				況	度末残高	O	(0)
指標	補助金等比率	0.8	(0.0)					人件費関係費 用(再掲)	0	(0)

経営計画等の策定状況

·平成18年6月に長野県道路公社経営計画を策定

民間(NPO含む)との競合状況

・道路整備特別措置法に基づく一般有料道路は、同法の規定により高速道路株式会社以外の民間ではできない。

情報公開の取組状況

- ・長野県道路公社情報公開規程及び同実施細則により、公開
- ・事業内容及び決算等についてホームページで公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	 団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)
改革実施プラン策定	

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
平成26年度末	団体の廃止(改革基本方針) 道路公社が管理している全路線を無料開放	平成18年6月	長野県道路公社経営計画を策定
	早期無料開放に伴う県出資金の扱いについて県民 理解を得るよう努める	-	-
	プロパー職員について、雇用の確保を図る	平成19年3月	プロパー職員の処遇について各要領を策定
	経営改善に向けた取り組みを引き続き行う		料金徴収業務等委託契約の一般競争入札への移行
		平成16·17年度	県派遣職員を減員し、プロパー職員の重用や県OB 職員の採用
			建設工事·委託業務について、受注希望型競争入 札の導入
		平成15年度	ホームページへの経営情報の登載

〔監査結果等〕

(平成17年度財政的援助団体監査)

財政的援助団体等の監査では、公社会計規程にある「減価償却」の表記は誤解を生じる可能性があるため指導を受けた。これについては、公社会計規程の一部を改訂し対応した。 改革実施プランの実施状況については、同プランのとおりに推移していることが確認された。また、県派遣職員の減員及び一般競争入札の導入等により経営改善が着実に実行されていることも確認された。改革実施プランの実施状況について、事業報告書やインターネットを使って県民の理解を得るように意見を付された。

〔団体の課題〕

- ・公社が管理する6路線7区間は、長大トンネルや橋梁等の構造物を多く有しており多額の維持管理費を要している上、これら施設は老朽化が進んでいることから更に多額の維持管理費が必要と見込まれる。無料化を12年早め、平成26年とした場合、その間の維持管理が必要となりそのための予算措置と人員確保が必要となる。
- ・団体廃止の前提として、県出資金約219億円の償還を公社に求めないことになっているが、このことについて、県財政への影響を考慮すると共に、県民に理解を得る必要がある。
- ・道路公社の廃止に伴う有料道路全路線の無料化は、全国的に事例がない特殊なケースであり、変更許可申請の時期を含め国と協議 する必要がある。
- ・早期無料化は、新たな有料道路を建設しないことを前提としているが、今後の道路整備にあたり有料道路制度の活用の可能性について再検討する必要がある。
- ・無料化に伴う交通量の増加により、一部の道路においては沿道環境の悪化が懸念され、その対策を講ずる必要がある。

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)		長野県信用(長野市大]保証協会 字南長野県	∃ Ţ597-5)				代表者	湯原 康			
設立根拠		信用保証協	3会法		設立年	昭和29年	Į.	県所管部局 (課)	商工部(ビジネス誘発課)			
〔設立の沿革〕	〔設立の沿革〕					(設立目的(寄付行為·定款上))						
・昭和24年、社団法人として設立 ・昭和25年、財団法人として設立				中小企業者 滑化を図る		信用保証	[の業務を	行い、もってる	これらの者に対する金融の円			
	・昭和25年、射凶法人として設立 ・昭和29年、信用保証協会法に基づく					〔具体的な事業内容〕						
特殊法人	特殊法人に組織変更					・中小企業者等が銀行その他金融機関から事業資金の貸付等を受ける際、その貸付金等の債務を保証すること。・上記債務に係る代位弁済。						
				[事業執行状況を示す主な指標]								
						円)	H15617,14	90 H16262,888 H17265,262 49H16606,175H17585,264 1H1611,675H1711,812				
基本財産(円)	35,117,	233,078円	うち県の出 捐額(円)	5,990,34	1,000円	県出捐 率(%)	17.1%	·市町村 49 ·地方銀行 80	(·出捐額(円)·出捐率(%)) 90,804千円 1.4% 68,420千円 2.5% 31,094千円 1.8%			

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

12.		1121	77-761-1		为一次位于成10个反当的现在						
		年	度		H15	5	H	16	H17		H18
			常	勤		5		6	5		5
役	犯 =	. <i>*h</i>		うち県職員		1		1	0		1
職	役 員 数	貝奴		常勤		13		13	13		13
				うち県職員		2		2	2		2
員			常	勤		124		116	118		117
数	職員	数		うち県職員		0		0	0		0
				非 常 勤		0		0	0		0
	県職員計(非常勤役員除()				1		1	0		1	
役員3	平均年齢	59.8	役員平均年	F収(千円)	9,124 []]	職員平均	年齢	41.6	職員の平均年収(千	-円)	6,887

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

	AKIB II TIZ OVINILI	C' () L31921.	∪ <i>⊤</i> /×						(干型	· J、70 /
711	当期収入合計			20,227,886	(21,	080,697)		補助金	0	(0)
収支	当期支出合計			18,571,118	(21,	101,361)	_	事業費	0	(0)
为	当期収支差額			1,656,768	(20,664)	県	運営費	0	(0)
iJI	次期繰越額			0		(0)	費	交付金	0	(0)
貶	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	7.4	(6.7)	ы	負担金	0	(0)
矜	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	112.7	(111.6)	受	委託料	0	(0)
، عرد	収支比率	108.9	(99.9)	固定比率	12.8	(12.5)	λ	貸付金	0	(0)
資産	人件費比率	5.9	(5.3)	固定長期適合率	7.8	(7.5)	状	出捐金	0	(201,874)
関	管理費比率	8.1	(7.9)	借入金依存率	1.9	(1.7)	1/\	損失補償年	0	(0)
係 指	事業支出伸び率	2.4	(13.6)				況	度末残高	U	(0)
樗	補助金等比率	-	-					人件費関係費 用(再掲)	0	(0)

経営計画等の策定状況

3ヵ年の中期事業計画及び年度経営計画を策定。

民間(NPO含む)との競合状況

保証業務自体は、民間でも可能であるが、中小企業信用保険法による公的な信用補完制度としての役割は民間ではできない。

情報公開の取組状況

情報公開実施要領に基づき公開している。また、事業計画書や事業報告書等について、ホームページや広報誌で公開している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合
改革実施プラン策定	-	

_,			N- 15 N-
改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
H16年度から	両協会が統合できるよう、国に対して制度改正を 提案する。	平成16年6月	経済産業省(中小企業庁)に制度改正を提案。
提案後	国における制度改正。	-	改正予定なし。 ・この提案は、省庁統合と同義である。 ・中小企業者に対し、統合のメリット、デメリットを 提示し、そのうえで要望があれば議論すべき。
制度上の制約 解消後	長野県農業信用基金協会と統合。		

[監査結果等]	

〔団体の課題〕

信用保証協会は信用保証協会法、農業信用基金協会は農協信用保証保険法に基づいて設立されており、統合には法律改正が必要 である。
長野県農業信用基金協会との統合は法律改正が必要であるが、国は法律改正を今のところ予定していない。

〔県の考え〕

信用保証協会の統合については、信用保証協会法第24条の規定により、理事の決定及び主務大臣の認可を得て、他の都道府県の 信用保証協会との統合はできる旨の規定があるだけであり、他種の協会との統合は想定されていないことから、現行法では農業信用基 金協会との統合はできない。

長野県農業信用基金協会と統合する場合は法律改正が必要であるが、国は法律改正を今のところ予定されておらず、制度的な制約 の解消は困難である。

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)			美信用基金協 石堂町117					代表者	茂木	守		
設立根拠	根拠 農業信用保証保険法				設立年	昭和36年		県所管部局 (課)	農政部	(農村振興課)		
〔設立の沿革〕				〔設立目的(寄付行為·定款上)〕								
	・昭和36年 農業信用保証保険法に基づき 長野県農業信用基金協会設立					農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付について、その債務の保証をすることにより、農業者等がその資本装備を高度化し、及びその経営を近代化するために必要な資金の融通を円滑化にし、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資する。 「具体的な事業内容」 ・農業近代化資金、就農支援資金、住宅・生活資金等貸付に係る債務保証・上記保証に係る代位弁済						
				[事業執行状況を示す主な指標]								
		·新規債務保証額 (千円) H15: 39,773,511 H16: 46,216,622 H17: 37,405,712 ·債務保証残高 (千円) H15: 194,185,639 H16: 198,826,107 H17: 209,293,004 ·代位弁済額 (千円) H15: 800,451 H16: 897,466 H17: 913,980										
基本財産(円)	6,243,7	40,000円	うち県の出 捐額(円)	568,660	,000円	県出捐 率(%)	9.1%	〔主な出捐者 市 町 村 農業協同組	† 3	頁(円)·出捐率(%)] 07,220,000円 (4.9%) 853,840,000円 (85.8%)		

*役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

		年	度		H15	Н	16	H17		H18					
			常	勤	1		1	1		1					
役	役 員	役 員 数		うち県職員	0		0	0		1					
職	以只	位 貝 奴	貝 奴	₹ X X	. X X	. XX	t XX	非	常勤	16		16	15		15
				うち県職員	2		2	1		1					
員			常	勤	16		16	17		19					
数	職員	数数	数	数	数		うち県職員	0		0	0		0		
			非常勤		1		0	0	0						
	県職員計(非常勤役員除〈)				0		0	0		1					
役員平均年齢 64.7歳 役員平均年収(千円)		- 職員平均	年齢	40.5歳	職員の平均年収(千円)		5,814千円								

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収	当期収入合計			2,649,374	(4,	257,110)		補助金	309	(545)
支	当期支出合計			2,242,490	(4,	244,664)		事業費	309	(545)
状況	当期収支差額			406,884		(12,446)	県	運営費	0	(0)
沉	次期繰越額			0		(0)	費	交付金	0	(0)
財	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	53.0	(51.2)	受	負担金	0	(0)
務	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	332.1	(963.8)	又	委託料	0	(0)
· 次	収支比率	118.1	(100.3)	固定比率	87.2	(5.4)	λ	貸付金	30,000	(31,250)
資産	人件費比率	5.7	(2.9)	固定長期適合率	3.0	(55.2)	状	出捐金	2,575	(1,996)
関	管理費比率	7.7	(4.5)	借入金依存率	6.1	(6.4)		損失補償年	0	(0)
係 指	事業支出伸び率	0.4	(1.5)				況	度末残高	U	(0)
標	補助金等比率	0.0	(0.0)					人件費関係費 用(再掲)	0	(0)

経営計画等の策定状況

·平成19年2月に「第5次経営計画(H19~H21)」策定

民間(NPO含む)との競合状況

・農業信用保証業務は、基本的には農業者を保証対象としているので、他との競合はあまりない。

情報公開の取組状況

・業務、財務状況についてホームページで公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合
改革実施プラン策定 -		

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
平成16年度~	国へ統合のための法制度改正を提案 農業協同組合その他の金融機関の農業者への貸付の債務保証を行っている。 農業者への信用保証は、現在のところ民間対応が困難であり、事業実績もあることから、今後も継続して事業を実施する。 現行法のもとでは、農業者への貸付に対する保証は当協会が、中小の商工業者への貸付に対する保証は長野県信用保証協会がそれぞれ行っており、信用保証協会への統合により業際に位置する事業者への保証が可能となり事業効果も向上するため、両協会を統合できるよう、県として国に対して制度改正を提案する。	H16. 6.16	国に対して説明し、法律改正等を要望したが、制度の仕組み、保証対象者が異なるため法律の改正は困難との見解

[監査結果等]

平成17年2月10日、3月8日~15日 農林水産省関東農政局生産経営流通部検査指導課

検査指摘事項 1 中期事業計画の適正実施

事務委託手続の適正化

3 求償権の管理・回収の適正化

平成17年11月30日 監查委員事務局 財政的援助団体監査 監査対象事項「債務保証料補助金」「貸付金」 指摘事項なし

〔団体の課題〕

信用保証協会は信用保証協会法、農業信用基金協会は農業信用保証保険法に基づいて設立されており、法律を改正しないと統合で きない。

長野県信用保証協会との統合は、法律改正が必要であるが、国は法律改正を予定していない。

[県の考え]

農業信用基金の統合等は、農業信用保証保険法第48条の9の規定により、総会の議決、主務大臣の許可を得て、他県の信用基金協 会のみに事業を譲り渡すことができるとされており、信用保証協会との統合はできない。

長野県信用保証協会との統合は、法律改正が必要であるが、国は法律改正を予定しておらず、法律の改正は困難である。

また、農業信用基金協会は、農協とのつながりが強く、電算システムも農協と共有になっており、信用保証協会との事務局統合、ワン フロー化を行っても、効率化にはならない。

(公益·特別法人用)

1 団体の概要

団体名(所在地)				幅下692-2 県厅東庁音3階)				代表者	茂木 守			
設立根拠		民法				県所管部局 (課)	農政部(農村振興語	果)				
〔設立の沿革〕				〔設立目的	〔設立目的(寄付行為·定款上)〕							
基金のi ・平成7年	设立 、青年就 <mark>見</mark>	、 長野県担 農促進法に基	基づ〈「青年	農業の担い手を確保・育成するため、次代の長野県農業を担う青少年の育成、農業に従事し、又は従事しようとする青年等に対する支援及び就農しやすい環境づくりを行うことにより、本県農業の発展に寄与する。								
			を受け、就	〔具体的な事業内容〕								
辰又抜身	き 並の負い	†業務を開始	i	・新規就農者の研修、就農準備等に係る助成金の交付 ・青年農業者等担い手の育成にかかる助成金の交付 ・新規就農相談や就農支援資金の貸付								
				〔事業執行状況を示す主な指標〕								
				·就農支援	·先進的経営体等における研修費助成(件) H15:23、H16:43、H17:67 ·就農支援金支給件数(件) H15:4、H16:10、H17:23 ·就農支援資金貸付残高(千円) H15:59,446、H16:53,053、H17:54,10							
								〔主な出捐者	·出捐額(円)·出捐	率(%)〕		
基本財産(円)	2,000,2	200,000円	うち県の出 捐額(円)	500,000),000円	県出捐 率(%)	24.9%	·県信連		24.9% 24.9% 9.3% 9.3%		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

		年	度		H15	H16	H17	H18
			常	勤	0	0	0	0
役	20 =	3 <i>₩h</i>		うち県職員	0	0	0	0
職	役 員 数職		非	常 勤	19	19	19	18
				うち県職員	4	4	4	3
員			常	勤	1	1	1	1
数	職員	数数		うち県職員	1	1	1	1
			非	常勤	0	0	0	0
	県職員計(非常勤役員除()				1	1	1	1
役員平均年齢 - 役員平均年収(千円)				∓収(千円)	- 職員平均	年齢 -	職員の平均年収(刊	- 一 -

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収	当期収入合計			85,801		(38,637)		補助金	12,267	(11,228)
支	当期支出合計			74,030		(27,901)		事業費	3,105	(2,018)
状	当期収支差額			11,771		(10,736)	県	運営費	9,162	(9,210)
況	次期繰越額			93,533		(63,824)	費	交付金		(0)
財	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	95.0	(94.9)	受	負担金		(0)
務	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	-	-	文	委託料		(0)
· 次	収支比率	115.9	(138.5)	固定比率	101.7	(102.2)	入	貸付金		(0)
資産	人件費比率	12.4	(33.0)	固定長期適合率	96.6	(97.0)	477	出捐金		(0)
関	管理費比率	7.4	(12.5)	借入金依存率	-	-	状	損失補償年		(0)
係 指	事業支出伸び率	242.5	(96.8)				況	度末残高		(0)
標	補助金等比率	7.3	(12.2)					人件費関係費 用(再掲)	9,162	(9,210)

経営計画等の策定状況

民間(NPO含む)との競合状況

就農支援資金貸付業務は、県指定の公益法人1者に限定されている。

情報公開の取組状況

情報公開規定(要綱)に基づき、県条例に準じて公開(H14.4.1~)

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		. ·(財)長野県農業開発公社と統合
改革実施プラン策定	-	

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
平成18年6月	(財)長野県農業開発公社と統合	H17年9月 ~H19年1月	・団体毎、あるいは関係団体が寄って統合について、方針、基本財産の扱い等様々な事項について検討を重ねた。
		H19年4月	·一層の効率的·効果的な業務の推進体制を整えることを目的として、事務所のワンフロアー化を実施した。

〔監査結果等〕

平成17年度財政的支援団体等の監査結果(委員監査)

指導事項

- 1 県貸付金の有効活用
- 就農支援資金の新規利用が低調であり、貸付残高においても減少傾向にあるなど県貸付金が有効に活用されていません。
- ! 貸倒引当金の設定
- 当該貸付金に貸倒引当金が設定されていませんが、現状において延滞もあるので、所要の貸倒引当金を計上できるように会計処理規定の整備を図る必要があります。

〔団体の課題〕

【課題】

・長野県農業開発公社との統合については、統合により公社の農地保有合理化法人の要件を満たさなくなる恐れがある。

【県の考え方】

- 1 事務局統合やワンフロアー化により、効率的かつ効果的なサービスが提供されており、既に組織統合と同レベルの効果がある。 仮に統合したとしても、団体間での業務が異なるため、業務の統廃合は困難で、全体の業務量の減少や、人員削減はできない。
- 2 制度上の制約があり、国に制度改正の動きがないことから、統合は困難である。
- 3 今後は、各団体が一層の事務の効率化を図り、連携を強化しながら利用者へのサービス向上に努めていく。

1 団体の概要

団 体 (所在:				野県農業開 字南長野字(発公社 a下692-2 県庁東庁舎)				代表者	坂口 勝			
設立村	艮拠		民法、農業	経営基盤強	化促進法 設立年 昭和45年			県所管部局 (課)	農政部(農村振興課)				
〔設立	[の沿革]				〔設立目的(寄付行為·定款上)〕								
	法人の認	可を受け		有合理化 合理化事業 「長野県農	長野県における農業の近代化と農地保有の合理化を促進し、もって県民福祉の増進を図る。								
	業経営基	盤の強化	の促進に関	する基本	〔具体的な事業内容〕								
			皆の農地保 ^を 置づけられた	有合理化法 こ。	・農地保有合理化事業(認定農業者等への農用地の利用促進) ・農用地の整備事業								
					〔事業執行状況を示す主な指標〕								
					·農地買入面積(ha) H15: 62.5 H16: 64.7 H17: 60.5 ·農地売渡面積(ha) H15: 93.8 H16: 69.8 H17: 75.1 ·農地貸付面積(ha) H15:740.8 H16:550.8 H17:526.6								
基本則	材産(円)	313,0	000,000	うち県の出 捐額(円)	313,00	00,000	県出捐 率(%)	100.0%	〔主な出捐者	··出捐額(円)·出捐率(%)] -			

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

	-477 C XXX 1 G 1 F			3 1 A(//C)	3 1 1/10-1 1/20-1 1/20-1						
		年 度				15	H.	16	H17		H18
			常	勤		2		1	2		2
役	役 員	動数		うち県職員		0		0	0		0
職	1又 🗦	₹ 女X	非	常勤		6		7	6		5
				うち県職員		1		2	0		0
員			常	勤		25		25	24		23
数	職員	数数		うち県職員		4		2	2		0
			非	常勤		0		0	0		0
	県職員計(非常勤役員除()			4		2	2		0		
役員	平均年齢	63.5	役員平均年	F収(千円)	2,940	職員平均	年齢	57	職員の平均年収(刊	-円)	3,687

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

IJ∇	当期収入合計			4,604,199	(!	5,802,996)		補助金	118,739	(191,641)
支	当期支出合計			4,667,053	(6	5,047,251)		事業費	61,615	(118,904)
収支状況	当期収支差額			62,854	(244,255)	県	運営費	57,124	(72,737)
沉	次期繰越額			144,436		(169,774)	費	交付金	0	(0)
財	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	9.2	(7.9)	受	負担金	0	(0)
務	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	1,267.3	(1,845.8)	又	委託料	0	(0)
· 次	収支比率	98.7	(96.0)	固定比率	154.5	(176.4)	入	貸付金	0	(0)
資 産	人件費比率	2.9	(2.5)	固定長期適合率	15.3	(14.6)	状	出捐金	0	(942)
関	管理費比率	3.6	(3.4)	借入金依存率	78.3	(77.0)		損失補償年	0	(0)
係 指	事業支出伸び率	1.4	(7.5)				況	度末残高	U	(0)
	補助金等比率	3.7	(4.5)					人件費関係費 用(再掲)	57,124	(72,737)

経営計画等の策定状況

中長期事業計画を策定し、公表している。

民間(NPO含む)との競合状況

農業経営基盤強化促進法、同施行令により民間参入はできない。

情報公開の取組状況

業務、財務状況についてホームページで公表している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		(社)長野県農業担い手基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合
改革実施プラン策定	-	制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議と統合

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
H16年5月	長野県農業会議と事務局統合	H16年5月	長野県農業会議と事務局統合
H16年度以降	国へ農業会議との統合について制度改正を提案	H15年11月 H16年1月	全国規制改革要望において法律改正を要望 "
H18年6月	(社)長野県農業担い手育成基金と統合	- H19年4月	統合について(社)長野県農業担い手基金と調整中 一層効率的・効果的な業務の推進体制を整えることを目的として、(社)長野県農業担い手育成基金と 事務所のワンフロアー化を実施

(監査結果等)

平成17年度財政的援助団体等の監査結果

検討事項

- 1 保有農地の対応
- 保有農地のうち過年度に取得したまま5年以上経過し、売却できない用地の早期売却を検討してください。
- 欠損引当金の計上額
- 流動資産の用地にかかる欠損引当金の計上額が過少であるので、十分引当を行ってくさだい。

〔団体の課題〕

- 1.長野県農業会議との統合については法改正が必要であるが、国が統合の必然性を疑問視しているおり、現時点で法改正の見込み
- 2.(社)長野県担い手育成基金との統合については、統合により農地保有合理化法人の要件を満たさなくなる恐れがある。

〔県の考え方〕

- 1. 事務局統合やワンフロア-化により、効率的かつ効果的なサービスが提供されており、既に組織統合と同レベルの効果がある。 仮に統合したとしても、団体間での業務が異なるため、業務の統廃合は困難で、全体の業務量の減少や人員削減はできない。
- 2.制度上の制約があり、国に制度改正の動きがないことから、統合は困難である。
- 3.今後は各団体が、一層の事務の効率化を図り、連携を強化しながら利用者へのサービス向上に努めていく。

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)		県農業会議 3市大字南長野字(届下692-2	県庁東庁		代表者	石田 治一郎				
設立根拠	農業	農業委員会等に関する法律 設立年 昭和			昭和29年		県所管部局 (課)	農政部(農業政策課)			
〔設立の沿革〕			〔設立目的	〔設立目的(寄付行為·定款上)〕							
業委員会	であったが、食	ての都道府県農糧不足状況の改 足たされたこと						組織としてその業務を行うこと を図り、農民の地位向上に寄			
	により組織の性格が決定機関から諮問機				[具体的な事業内容]						
業者の一般 設置すべる により、法	般的利益を代え きという要請が	及び農業及び農 表する農業団体を 強まっていたこと たことに伴い、昭 として設立。	·基本農政 ·農業委員	の確立に 会の委員	関する要詞	青活動 等に対する	法4条、5条) る研修会、講				
14=0 1 22			〔事業執行	状況を示	す主な指標	票〕					
			·農地法関 ·研修会、				,	16:5,029 H17:4,752 16:28 H17:17			
基本財産(円)	-	うち県の出 捐額(円)	-		県出捐 率(%)	0.0%	〔主な出捐者	f·出捐額(円)·出捐率(%)] -			

*役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

		年	度		H1	15	H.	16	H17		H18
			常	勤		0		0	0		0
役	役 眞	数		うち県職員		0		0	0		0
職	12 5	₹ 女 X	非	常勤		3		3	3		3
				うち県職員		0		0	0		0
員			常	勤		12		12	11		11
数	職員	数数		うち県職員		2		2	2		2
			非	常勤		4		4	4		3
	県職員計(非常勤役員除()			2		2	2		2		
役員	平均年齢	67	役員平均年	₹収(千円)	-	職員平均	年齢	42.0	職員の平均年収(刊	-円)	5,122

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

		,							(· · · · ·	1 13(1-)
ПΔ	当期収入合計		117,538			29,107)		補助金	80,328	(96,257)
支	当期支出合計		117,985				県	事業費	7,768	(24,459)
収支状況	当期収支差額			447		(1,291)	乐	運営費	72,560	(71,798)
况	次期繰越額			1,641		(2,846)	費	交付金	0	(0)
財	自主事業比率	100.0	(100.0)	正味財産比率	-		117	負担金	0	(0)
務	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	-	-	受	委託料	0	(0)
· 次	収支比率	99.6	(101.0)	固定比率	-	-	λ	貸付金	0	(0)
資産	人件費比率	64.2	(58.7)	固定長期適合率	100.0	(100.0)	412	出捐金	0	(0)
関	管理費比率	75.9	(68.8)	借入金依存率	-	-	状	損失補償年	0	(0)
係 指	事業支出伸び率	27.9	(25.7)				況	度末残高	U	(0)
標	補助金等比率	67.1	(73.7)					人件費関係費 用(再掲)	72,560	(71,798)

経営計画等の策定状況

民間(NPO含む)との競合状況

法に基づき県区域に1つ設置される法人であり、民間参入はできない。

情報公開要綱に基づき県条例に準じて公開(H14.4.1~) インターネット・ホームページを開設し、事業内容を公表

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		(財)長野県農業開発公社と事務局を統合
改革実施プラン策定	-	制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
平成16年5月	(財)長野県農業開発公社と事務局統合	平成16年5月	(財)長野県農業開発公社と事務局統合
平成16年度以 降	農業開発公社との統合について国へ制度改正を提案	平成15年11月	全国規制改革要望において法律改正を要望
		平成16年7月	関東農政局に対して、制度改正を要請

〔監査結果等〕

平成16年度財政的援助団体等の監査の結果

農業会議費補助金の実績報告書と決算額に誤りがありました。適正な事務処理をして〈ださい。

〔団体の課題〕

長野県農業開発公社との統合については国に対して制度改正を提案してきたが、農業開発公社は収益事業を行っており、国は両団体を一体化する必然性を認めていないため、現時点で法改正の見込みはない。

事務局統合により、新規就農・農業経営相談業務と農地の権利取得業務のワンストップサービスの提供や人件費・管理経費の削減に よる事務の効率的な運営など、実質的に組織統合と同レベルのメリットが生み出されている。 団体の統合については、国において法改正の動きがないことから、統合は困難である。

1 団体の概要

団 体 名 (所在地)				企業振興センター 字岡田131 - 10)				代表者	村井 仁		
設立根拠		民法			設立年	昭和46年	F	県所管部局 (課)	商工部(ビジネス誘発課)		
(設立の沿革)				〔設立目的	〔設立目的(寄付行為·定款上)〕						
·昭和42年、財団法人長野県中小企業下請振 興協会設立。				に創業を支	マンターは県内中小企業者の経営革新及び経営基盤の強化を支援する事業並び こ創業を支援する事業を総合的に行うことにより、本県産業の振興発展に寄与する ことを目的とする。						
与公社設立。	·昭和46年、財団法人長野県中小企業設備貸 与公社設立。					[具体的な事業内容]					
会が解散し、同 長野県中小企業 人長野県中小企	・昭和51年、財団法人長野県下請企業振興協会が解散し、同協会の事業を継承した財団法人長野県中小企業設備貸与公社の名称を財団法人長野県中小企業振興公社に変更。							各開拓支援事 支援体制整(
・平成13年、長!			省導所(県機	(事業執行状況を示す主な指標)							
関)の廃止により、その業務を継承。 ·平成18年、長野県中小企業振興センターに名 称変更				·相談助言事業 H16:1,995件 H17:2,429件 H18:1,513件 (H18は12月末現在) ・販路開拓支援 H16:3,187件 H17:2,916件 H18:2,020件 (H18は12月末現在)							
基本財産(円)	415,16	67,000円	うち県の出 捐額(円)	305,000),000円	県出捐 率(%)	73.5%		á·出捐額(円)·出捐率(%)〕 22.1%		

* 役職員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

		年	度		H15	H16	H17	H18
			常	勤	3	;	2	1
役	役 員	数		うち県職員	1	,	0	0
職	仅 貝	女义	非	常勤	14	16	14	14
				うち県職員	2	2	2	2
員			常	勤	42	42	22	22
数	職員	数		うち県職員	23	20	3	3
			非:	常勤	44	45	39	35
	県職員計(非常勤役員除()		24	2	3	3		
役員3	平均年齢	65歳	役員平均年収(千円)		10.000千円 職員平均	年齢 48歳	職員の平均年収(ラ	F円) 7,131千円

*次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

ПΔ	当期収入合計		(2	,337,689)		補助金	421,950	(553,669)		
支	当期支出合計			976,843	(2	,319,711)		事業費	190,760	(312,208)
収支状況	当期収支差額			(17,978)	県	運営費	231,190	(241,361)		
沉	次期繰越額		(3	,839,592)	費	交付金	0	(0)		
日才	自主事業比率	85.4	(82.5)	正味財産比率	31.7	(24.6)	垃	負担金	21,554	(26,062)
財務	公益事業比率	100.0	(100.0)	流動比率	685.8	(334.7)	受	委託料	43,087	(116,566)
· 次	収支比率	91.8	(100.8)	固定比率	137.6	(174.7)	λ	貸付金	12,571	(736,948)
資産関	人件費比率	6.6	(2.4)	固定長期適合率	47.5	(51.8)	状	出捐金	0	(50,000)
関	管理費比率	1.7	(1.3)	借入金依存率	54.8	(54.9)		損失補償年	0	(0)
係指	事業支出伸び率	71.1	(99.9)				況	度末残高	U	(0)
標	補助金等比率	49.8	(30.5)					人件費関係費 用(再掲)	212,150	(342,771)

経営計画等の策定状況

民間(NPO含む)との競合状況

相談助言事業は民間経営コンサルタントなども行っているが、一般的に費用が高額で、中小企業は利用しづらい。

情報公開の取組状況

情報公開要綱に基づき、県に準じて公開(H14.4.1~)

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針		県関与の抜本的な縮減
改革実施プラン策定 -		

改	革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況
実施年月		実施年月	
H16年度	·17年度当初予算に反映できるように具体的な事業 ごとの見直しを実施	H16年度	・設備貸与事業の休止
H17年度から	・県派遣職員24名を2名に縮減	H17年度から	・県派遣職員24名を3名に縮減 (1名は観光協会へ出向のため)
H17年度から	・公募による民間からの役員の登用	H17年度から	・専務理事を公募により民間から登用
H17年度から	・民間企業やNPO等への業務委託の推進	H17年度から	·物産振興事業をNPO法人信州·長野県物産振興協会に移管
H17年度から	·第三者による「事業評価委員会(仮称)」を設置し、 以後毎年度業績評価を実施	H18年度から	・第三者による「評議委員会」を設置し、毎年度業績評価を実施

[監査結果等]

平成17年度外郭団体点検評価結果(2006年5月18日)

- ・県職員の派遣の縮減など、基本方針に即した改革が進められている。
- ・サービスの質、仕事の進め方の質、人の質の向上を目指した職員の意識改革を実行している。
- ・事業運営コストの削減及び保有資産の有効活用を図るため、資産の利活用方法の検討が望まれる。

[団体の課題]

県と振興センターとの連携促進

「県関与の抜本的な縮減」という方針の下、平成17年度に地方事務所に設置していた振興センターの支所を廃止した。それまでは、 県の職員は振興センター職員やコーディネーター等と相互に連携して企業支援を行っていたが、支所の廃止により、訪問企業の重複、 企業情報の相互活用不足などにより、相互の連携が弱くなっている。

よって、地方事務所と振興センターが相互に連携して企業支援を実施できる体制を構築する必要がある。

改革基本方針において、振興センターは事業の選択と集中を行い、県の派遣職員は必要最小限の2名とすることとされた。 しかし、長野県産業振興懇談会において喫緊の最重要課題となっている「マーケティング力の強化」や、平成19年度に創設される「地 域資源活性化基金」の運用、「知的財産に関する支援業務」等、振興センターが担う業務は増大しており、事業推進体制を整備する必 要がある。

振興センターの果たすべき役割と体制の見直し 長野県産業振興戦略プランの提言に基づき、振興センターの役割と体制を再検討する必要がある。